

令和3年4月12日

保護者 様

三木市立広野幼稚園  
園長 藤川 桂

## 気象警報発令時の園児に対する措置について

「三木市」に大雨・洪水・暴風・大雪の警報が発表された場合（波浪警報は除く）に、下記の通りの対応とします。ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

### 記

- 1 午前7時の時点で「警報」が発令されている場合
  - ・自宅に待機させてください（幼稚園からは連絡をしません）
  - ・この時点で、当日の給食は中止となります。
- 2 午前9時までに警報が解除された場合
  - ・幼稚園から一斉配信メールで指示をします。
  - ・登園の連絡があれば、登園します。
  - ・午前中の保育となります。
- 3 午前9時までに警報が解除されない場合
  - ・臨時休園になります。
- 4 在園時に警報が発令された場合
  - ・発令時刻・気象状況に応じて園長が判断し、適切な措置をとります。
  - ・一斉配信メール等で降園時刻等の連絡をします。
- 5 その他
  - ・特別な場合をのぞいて、電話での問合せはご遠慮ください。
  - ・臨時休園になった場合、翌日の保育はいつも通りです。
  - ・警報発令時は、外出したり危険な場所に近寄ったりしないように、ご家庭で指導してください。

#### <注意！>

「大雨や洪水」などに対する気象警報の発令は、「市・町」を対象区域として発表されます。よって、報道機関等により、「播磨南東部」等に警報が発令されたとの報道があった場合でも、“三木市”に警報が発令されていない場合もありますので、十分確認をしていただきますようお願いいたします。

**1年間大切に保管してください**